

犯罪被害者等に対する本市の支援状況について

本市における「犯罪被害者等支援」については、平成 24 年度に「横浜市犯罪被害者相談室」を設立し、県警など関係機関との連携を密にしながら、電話や面接による相談、付添い支援のほか、福祉保健サービスを活用した日常生活の支援を行うとともに啓発・研修を推進してきました。

犯罪被害者等支援の開始から 5 か年を機に、この間、把握した様々なニーズや、国における計画、他自治体の動向などを踏まえ、今後の関連施策の展開について検討を行ってまいります。

○犯罪被害者等支援とは

犯罪等により害を被った者、その家族又は遺族が、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるための途切れない支援をいう。

1 本市の犯罪被害者等相談支援事業の概要

(1) 本市支援事業の概要（別紙）

(2) 被害者の抱える課題と意向

これまで、犯罪被害者等支援を行うなかで、横浜市内外の関係機関との一層の連携や犯罪被害者等に特化した支援の充実とともに、安定的な事業継続と推進に向け、他自治体でも取組が始まっている関連条例の制定について、大きな期待が寄せられています。

2 犯罪被害者等支援に対する関係機関等からの要請

国（警察庁）「地方における被害者支援を推進する上で、条例等は重要な意味を有するため、その策定状況について警察庁から適切に情報提供を行うことで、地方自治を尊重しつつ、地方における犯罪被害者支援を進めていく。」（都道府県・政令市主管者会議）

【参考】根拠法令等

○ 犯罪被害者等基本法（H16）

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○ 第 3 次犯罪被害者等基本計画（H28～32）

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。

○ 神奈川県犯罪被害者等支援条例（H21）

犯罪被害者等支援は、（中略）県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

3 他自治体の状況

犯罪被害者等に対する相談窓口は、現在、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置され、本市と同様、何らかの相談支援事業を行う体制ができています。一方で、関連条例については、以下のとおりとなっています。

(1) 神奈川県内の状況

ア 神奈川県 「神奈川県犯罪被害者等支援条例（平成 21 年 4 月）」

イ 県下自治体 3 市 1 町（茅ヶ崎市、座間市、横須賀市、寒川町）で条例制定

＊茅ヶ崎市、寒川町は、犯罪被害者等支援に特化した条例

(2) 県外他自治体の状況

地方公共団体	自治体数	条例制定	割合
都道府県	47	28	59.6%
政令指定都市	20	9	45.0%
市区町村	1,721	410	23.8%
合計	1,788	447	25.0%

（政令指定都市）札幌、新潟、静岡、浜松、京都、堺、神戸、岡山、北九州

＊太字=犯罪被害に特化した条例

4 今後の取組み

(1) 関係機関・有識者等との施策懇談会の開催

被害に遭われた方や支援団体のほか、県・県警、弁護士会等からなる会議を開催します。他自治体の動向等も踏まえながら、本市の事業に対する課題や展開等について、意見を聴取し、今後の事業推進に向けた参考とします。

<主なテーマ>

- 横浜市被害者等相談支援事業の現状に対する評価、課題の指摘
- 今後の事業展開について（充実すべき支援内容等）
- 犯罪被害者等支援に関する条例について

(2) 市会へのご説明

今後、常任委員会で、施策懇談会での意見や今後の取組の方向について、適宜、ご説明し、ご意見を伺ってまいります。

横浜市犯罪被害者等相談支援事業の概要

1 趣旨

犯罪被害に遭われた方は、健康や命、財産等への直接の被害だけでなく、突然の事態に心身の不調をはじめ大きな苦しみに襲われます。治療や就労、育児や介護等、生活に支障をきたすなかで、捜査への協力や裁判手続きなどにも迫られます。こうした事態に直面する市民が再び平穏な生活を営むことができるよう、相談に応じ、支援を行っています。

2 市民局人権課の取組

人権課長以下、担当係長、2名の社会福祉職職員等により、次の事業を中心に、被害者等相談支援に取り組んでいます。

(1) 個別相談支援

関係機関と連携し、各種制度・事業や手続き窓口に関する情報の提供や助言などを行っています。(外部委託心理士によるカウンセリングの提供、各種申請手続の補助、関係機関等への付添いなど直接的な支援も含みます。)

被害による困りごと（ニーズ）	制度、サービスの名称
主たる生計者が被害に遭い、生活が困窮した。	生活保護制度の適用
高齢者が被害に遭い、介護を要する状態となった。	介護保険制度の適用
被害に遭い、身体障害者となった。	障害者手帳の交付等によるサービス提供

(2) 研修・啓発事業

市職員を対象とした研修を行うほか、職員向けガイドブックを作成・配付し、理解の向上に努めています。また、市民向け講演会やパネル展示、リーフレット配布などの啓発事業を行っています。

(3) 被害者等支援体制整備

途切れない支援を行うため、庁内の支援体制の構築とともに、国や県等と協働し、関係機関による連携体制の整備に取り組んでいます。

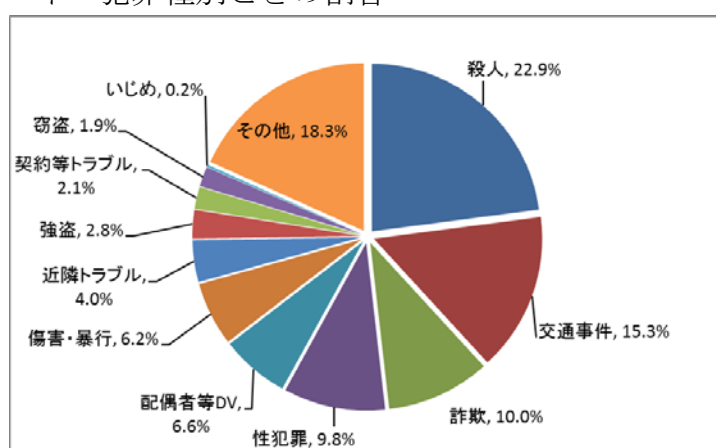
3 平成 28 年度 事業実績

(1) 個別相談支援

ア 相談支援件数（延べ数）

	H27 年度	H28 年度
電話相談	375 件	371 件
メール相談	—	13 件
面接相談	44 件	37 件
付添支援 (訪問・同行等)	61 件	49 件
カウンセリング	15 件	1 件
合計	495 件	471 件

イ 犯罪種別ごとの割合



(2) 研修・啓発事業の実施

市職員向け研修の実施(年2回)、市民向け講演会の実施(年1回)、市営地下鉄車内LED広告・京浜急行中吊り広告掲出、市庁舎市民広間でのパネル展示、HPでの啓発のほか、法務省保護観察官研修や各都市開催のシンポジウム等への講師派遣などを実施。

(3) 被害者等支援体制整備

横浜市犯罪被害者等相談支援庁内連絡会議の開催、国、県、支援機関、警察庁との共催による「犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を企画、開催。